

<学校ルール>

- ・ 情報発信に関する責任は情報保持者が持つ（秘密情報を出すかは情報保持者が判断）
- ・ 学生、教職員（メンター含む）及び外部コーチは教育を通じて知りえた秘密情報を漏洩してはならない
- ・ 第三者への開示が必要となった場合は、必ず事前の承諾を得るものとする
- ・ トラブルになった場合は当事者間で処理する

<秘密情報の定義>

- ・ 書面、電磁的記録、投影及び口頭による情報開示の際に秘密である旨を表示又は表明した情報
- ・ ただし、以下の情報は秘密情報の対象外とする
 - ①開示された時点で既に公知となっていたもの
 - ②開示された後で、受領者の帰責事由によらずに公知となったもの
 - ③正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に開示等されたもの
 - ④開示された時点で、既に適法に保有していたもの
 - ⑤開示等された情報を使用することなく独自に取得し、または創出したもの

<秘密保持の期間>

- ・ 開示者が本アカデミーに入学した日から修了（退学）後の1年間とする

<それを超える場合の扱い>

- ・ 必要に応じてNDAを当事者間で締結（公的で一般的なフォーマットを学校で用意）